

一時預かり事業について

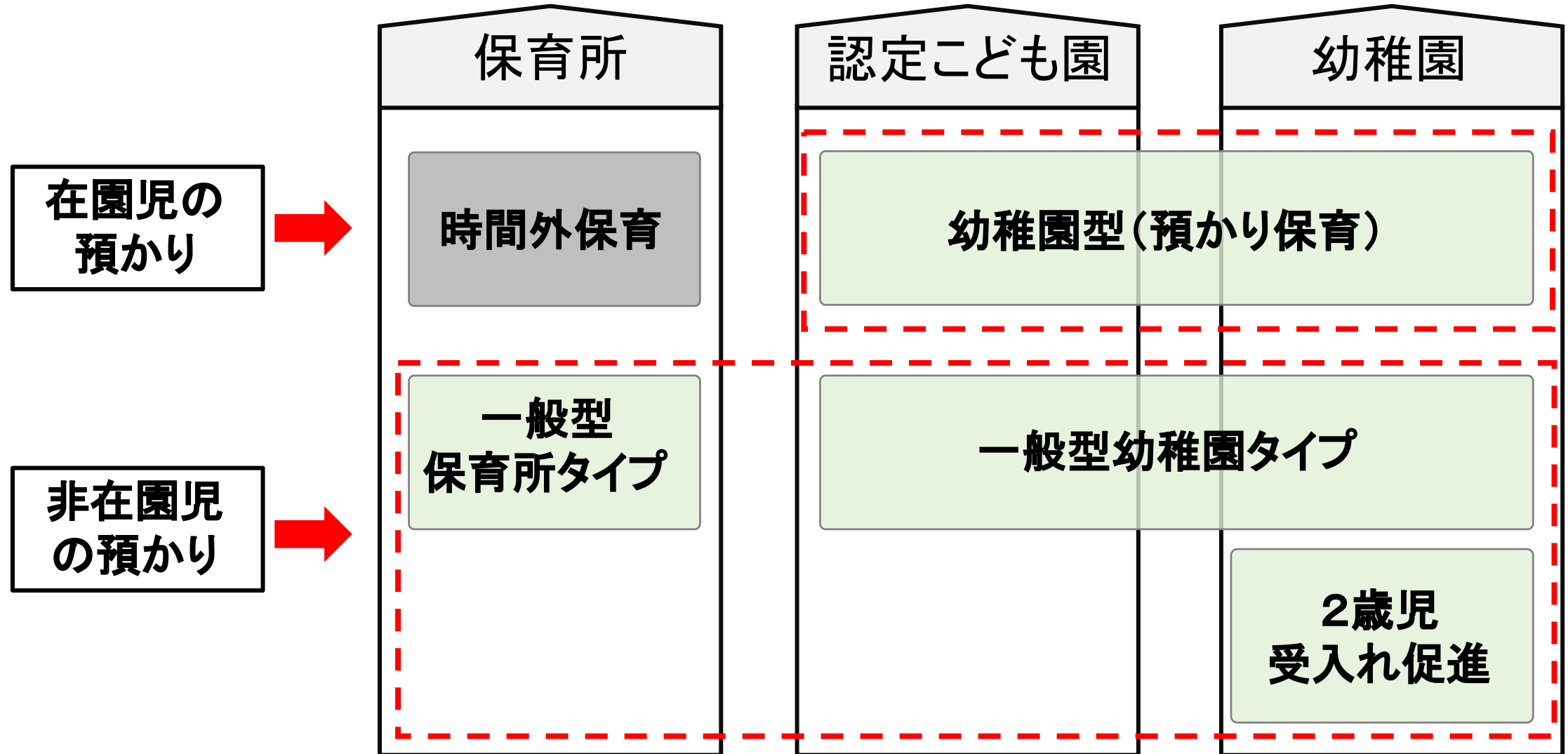
令和8年3月

札幌市子ども未来局子育て支援部施設運営課



札幌市が実施する一時預かり事業について

一時預かり



一時預かり事業(幼稚園型)の概要について

実施施設	認定こども園・幼稚園(全ての種類の認定こども園が対象)
事業内容	教育時間の前後に保育を必要とする児童に対して保育を提供する
対象児童	事業実施施設に在籍している児童 ※保育の必要性は問わない(新2号認定子どもでなくとも利用できる)。 ※一般型幼稚園タイプを実施していない場合、年間299人まで非在園児を対象に含められる。
実施時間	教育時間を含む10時間以上
実施日	月曜日から金曜日まで ※土曜日を実施日に含めることができる。
休園日	土曜日(土曜日に実施しない場合のみ)、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く10日間を上限に施設が設定
定員	1日あたり30名以上 ※対象児童(1号認定子ども等)に係る施設の利用定員が30名を下回る場合は、施設利用定員を上限とする。
利用料(保護者負担)	市が定める標準利用料を基準に施設が設定(給食費も別途徴収可能)
職員配置基準	札幌市児童福祉法施行条例第182条第2項に定める基準に準じて保育士等を配置し、うち2名を専従の保育従事者とする事 ※通常保育の対象となる児童(2・3号認定子ども)とともに一時預かり対象児童を保育する場合は、専従の保育従事者を1名とすることができる。
設備・面積	事業実施のために専用の部屋を確保するものとするが、適切な事業実施が可能な場合は、通常教育・保育のために使用している部屋で保育することができる。

一時預かり(幼稚園2歳児受入れ促進事業)の概要について

実施施設	幼稚園
対象児童	教育・保育給付認定(3号)を受けた2歳児(非在園児) ※2歳の誕生日を迎えた時点からの受け入れや、2歳児が3歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも可能。
実施時間	教育時間を含む11時間以上
実施日	月曜日から金曜日まで ※土曜日を実施日に含めることができる。
休園日	土曜日(土曜日に実施しない場合のみ)、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く5日間を上限に施設が設定
定員	規定なし
利用料(保護者負担)	市が定める標準利用料を基準に施設が設定(給食費も別途徴収可能)
職員配置基準	札幌市児童福祉法施行条例第182条第2項に定める基準に準じて保育士等を配置し、うち2名を専従の保育従事者とする事 ※通常保育の対象となる児童(2・3号認定子ども)とともに一時預かり対象児童を保育する場合は、専従の保育従事者を1名とすることができる。
設備・面積	事業実施のために専用の部屋を確保するものとするが、適切な事業実施が可能な場合は、通常教育・保育のために使用している部屋で保育することができる。

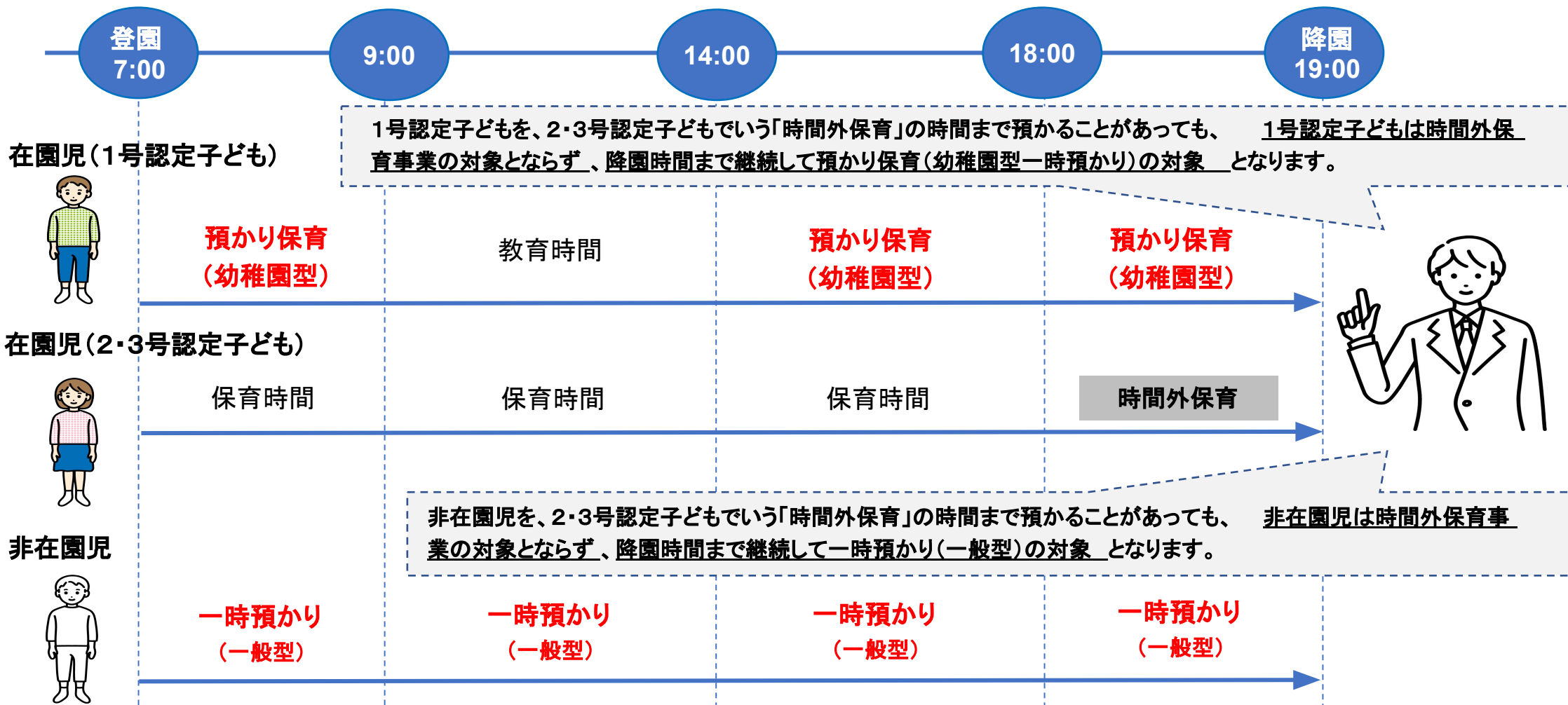
一時預かり事業(一般型)の概要について

		一般型幼稚園タイプ	一般型保育所タイプ
実施施設		認定こども園・幼稚園	保育所
実施時間		<u>8:00～18:00を含む10時間以上</u>	<u>8時間以上</u>
実施日		月曜日から金曜日まで ※ <u>土曜日を実施日に含めることができる。</u>	月曜日から <u>土曜日まで</u>
休園日		土曜日(土曜日に実施しない場合のみ)、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く <u>10日間を上限に施設が設定</u>	日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)
定員		<u>1日あたり9名以上</u>	規定なし
利用料(保護者負担)の減免制度		規定なし	<u>生活保護世帯・市民税非課税世帯は、一時預かりの利用理由により、給食費を除く利用料減免</u>
共通事項	対象児童	教育・保育施設を利用していない児童(対象年齢は施設が設定) 【例外】市外に居住する児童、利用している幼稚園の休園日等により預かりを利用できない児童	
	配置基準	札幌市児童福祉法施行条例第182条第2項に定める基準に準じて保育士等を配置し、うち2名を専従の保育従事者とする事 ※通常教育・保育の対象となる児童とともに一時預かり対象児童を保育する場合は、専従の保育従事者を1名とすることができる。	
	設備・面積	事業実施のために専用の部屋を確保するものとするが、適切な事業実施が可能な場合は、通常教育・保育のために使用している部屋で保育することができる	

一時預かり事業と時間外保育事業の違いについて

条件が異なる3名の児童が、開園から閉園まで過ごした場合(例)

- ◆ 1号子ども → 教育時間:9:00~14:00、一時預かり(幼稚園型):7:00~9:00、14:00~19:00
- ◆ 2・3号子ども → 保育標準時間:7:00~18:00、時間外保育:18:00~19:00
- ◆ 一時預かり(一般型幼稚園タイプ)開所時間 → 7:00~19:00



事業実施にあたり注意すべき点

共通事項

- ◆ 利用者に対し、事前に文書により実施内容や利用料金を示すこと
- ◆ 正当な理由なく、利用の申込みを断らないこと
※専従職員の配置を求めているため、「職員体制が整っていない」は正当な理由に当たらない
- ◆ 利用者情報・利用日時・利用料を記録すること(紙・電子を問わない)
- ◆ 利用者からの求めに応じて、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付すること
- ◆ 他園や他機関(学校等)への児童の情報提供の可否を確認すること
- ◆ 利用料や給食費のほか、預かりにあたり必要なものに係る実費徴収も可能である

一般型

- ◆ 利用者から徴収する利用料金は、市で定める日額上限を超えないように設定すること
※月額での料金設定をしている場合に、実際の利用日で換算した際にも超えてはならないため注意
- ◆ 給食費(おやつ代含む)は、市で定める日額上限(300円)を超えないように設定すること
- ◆ 利用の理由は日ごとに判断すること
※単に里帰り出産の期間中であるから「緊急」と判断せず、預かる日に通院が必要であるか、体調不良であるか、などの理由を確認のうえ判断すること。